株式交換に係る事後開示書類

（会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に基づく開示事項）

2020 年 11 月 2 日

株式会社 JMDC

データインデックス株式会社

2020 年 11 月 2 日

株式交換に係る事後開示書類

（会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に基づく開示事項）

東京都港区芝大門二丁目 5 番 5 号
株式会社 JMDC
代表取締役社長兼 CEO　松島陽介

東京都港区芝五丁目 31 番 17 号 PMO 田町 11F
データインデックス株式会社
代表取締役　提橋由幾

株式会社 JMDC（以下「株式交換完全親会社」といいます。）及びデータインデックス株式会社（以下「株式交換完全子会社」といいます。）は、2020 年 10 月 5 日付で株式交換契約書を締結し、効力発生日を 2020 年 11 月 2 日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

2020 年 11 月 2 日

2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定による請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法第 785 条及び第 787 条の規定並びに第 789 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）

株式交換完全子会社は、会社法第 785 条第 3 項の規定に基づき、2020 年 10 月 12 日付で、株式交換完全子会社の株主に対し、株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社の商号及び住所に係る通知を行いましたが、所定の期間内に、同条第 1 項の規定による株式の買取請求をした株主はいませんでした。

ii 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

該当事項はありません。

iii 債権者の異議（会社法第 789 条）

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易株式交換）に該当し、同法第 796 条の 2 第 1 項但書の規定により、本件株式交換をやめることを請求することは認められないため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易株式交換）に該当することから、株式交換完全親会社に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

ii 債権者の異議（会社法第 799 条）

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

1,500,000 株

5. 上記に掲げるもののほか、株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 株式交換完全親会社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、本株式交換に係る株式交換契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本株式交換を行いました。
なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した株式交換完全親会社の株主は 1 名であり、反対に係る株式の数は合計 35,600 株でした。当該株式数は、会社法施行規則第 197 条に規定する数を下回ります。

(2) 株式交換完全子会社は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、本株式交換に係る株式交換契約について、2020 年 10 月 28 日付で株主総会の決議による承認を得て、本株式交換を行いました。

以上